



私たちは、中小企業の安心と継続のため、働く人々を活かすご提案と実践のお手伝いを致します。

会社と働く人の情報誌

B 夢通信

Vol.41
2019.5.15

発行人



税理士法人WBC和田事務所 株式会社和田総研
株式会社WBCコンサルティング 社会保険労務士法人WBC
〒302-0118 茨城県守谷市立沢197-58
TEL 0297-46-1118 FAX 0297-46-1201



税理士法人WBC東京事務所
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町3丁目21番2 PWビル5階
TEL 03-5839-2808 FAX 03-5839-2811

年間MVP(加地さん)について

一年間を通して期待以上の業務の成果を上げた方に年間MVPを差し上げております。MVPは毎月1人が役員会で選ばれ、研修会時に表彰します。

その12人の中から特に優秀であった方を役員会で選任し年間MVPが進呈されます。2018年は加地恵美さんが選ばれました。

加地さんは入社13年目で友人の紹介で応募されてきました。今は法人の申告書の作成はもちろん、相続税の申告書の作成を行っております。

大変勉強熱心で新しいことを勉強し、こなしていく実行力があります。

特に昨年は、田口課長が1か月間お休みであったにもかかわらず内部をしっかりとまとめてくれました。新人育成、スケジュールが厳しい時にも率先して仕事を引き受け見事に目標達成に貢献しました。

そしていつも元気に挨拶をする明るさがみんなから人望を集めます。まさに2018年MVPの受賞にふさわしい方です。



税理士法人WBCグループ代表 **和田 政彦**

東京事務所のブログも
よろしくお願ひします。



東京事務所活動報告

都内は桜も散り、徐々に新緑も増えてきつつあります。さて、オープンして既に4年目になる東京事務所ですが2019年5月1日に移転しました。

新住所は…

〒101-0025

東京都千代田区神田佐久間町3丁目21-2 PWビル5階
でございます。(電話番号、FAX番号の
変更はございません。)



現オフィスと同じ町内です
のでエリアは大して変わり
ませんが、フロア面積は
かなり広がります!

また、完全オートロックの
ビルでございますので、来所
の際は多少面倒ではありま
すが、お客様の機密情報
を守るのに、より最適となります。

安心してご相談にいらしてくださいね!

税理士法人WBC東京事務所
高田 愛子



<http://ameblo.jp/wbctokyo-zeimu/>
『税理士法人WBC東京事務所のブログ』



当事務所の永年勤続者を紹介します!



飯島泰代さん 15年勤務

- Q 15年経った今の目標は?**
A 永年勤続社員をたくさん輩出すること!
Q 15年の経験で若手に伝えたいことは?
A 無駄なことなんてひとつもない! 毎日が勉強です。
Q 振り返ってみて15年は長かったですか?
A あっという間でした…。

吉澤恵美子さん 15年勤務

- Q 15年の経験で若手に伝えたいことは?**
A 次の人のことを考えて仕事をすることです。作成している資料がどう使われるのか、どうしたら分かり易いか、とか。メモ等はだれが見ても分かるように記録しています。
Q 振り返ってみて15年は長かったですか?
A 一つ一つを振り返るともう15年も経ったのかと、あっという間でした。



- 小林里美さん** 5年勤務
- Q 入社時の目標は?**
A わからないことばかりで周りの先輩方に迷惑ばかりかけていたので、早く先輩やお客様の役に立つ存在になりたいと思っていました。
Q 一番楽しかった思い出は?
A 入社1年目で行った、社員旅行の伊勢神宮です。ちょうど式年遷宮の年だったので、これからきつといい事がある! と、とてもワクワクしました。
Q 5年の経験で若手に伝えたいことは?
A 信頼の積み重ねが自分自身の成長になり、いつか大きな成果につながると思うことがあります。これからも初心を忘れずコツコツと努力していきます!

鈴木健一さん 5年勤務

- Q 5年経った今の目標は?**
A 5年また5年と小さな目標をコツコツと達成して、大きな目標達成をしていきたいと思えます。
Q 印象に残っている成功は?
A お客様からの「ありがとう」の感謝の言葉が力になります。

望月貴仁さん 5年勤務

- Q 5年経った今の目標は?**
A 税理士になり、お客様に積極的に節税の提案ができるようになりたいと思えます。
Q 印象に残っている成功は?
A 相続税の更正の請求を行ったことです。同僚だけでなく、外部の先生にも相談をし、お客様に有効な提案を行うことができました。
Q 振り返ってみて5年は長かったですか?
A 多くのことを学び、実践し、身につけているうちに5年間はあっという間に過ぎてしまいました。とても短く感じました。

● 事業づくりコラム

平成30年分確定申告から、配偶者控除及び配偶者特別控除が変わりました。

■ 配偶者控除

配偶者控除の控除額について、居住者の合計所得金額に応じて、次の表のとおりとなり、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできません。

居住者の合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

■ 配偶者特別控除

配偶者に38万円を超える所得があるため配偶者控除の適用が受けられないときでも、配偶者の所得金額に応じて、一定の金額の配偶者特別控除が受けられる場合があります。

なお、配偶者特別控除は夫婦の間で互いに受けることはできません。

【改正ポイント】

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下とし、その控除額は、配偶者の合計所得金額及び居住者の合計所得金額に応じて段階的に控除されることとなりました。

なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできません。

詳しくは、担当者もしくは当事務所までお気軽にお問い合わせください。

当事務所TEL : 0297-46-1118(代表)
 (事業づくり: 渡辺 里香)

